安政五年 呉崎新田行

手 帳

後藤重巳

解題

たのは、文政後期から天保初期にかけてのことであった。この大・小規模十指に余る新田計画は、当時の西国郡代塩 豊後国国東郡西端から、豊前国宇佐郡の北部海岸にかけての周防灘遠浅海岸に、干拓型の新田開発事業が着手され

谷大四郎の「見立て」で実施されたものであり、施工主体者には、富裕農民・商人らのほか、「郡中」が見られた。

ては他の諸研究に譲るとして、新田は開発の後の耕営力(入植百姓)の確保、水利、肥料源(採草地)など多くの問 これらの諸新田の内、「呉崎新田」は、文政十年を前後する時代に開発されたものらしいが、 その開発経緯につい

題を抱えたが、遠浅海岸の埋め立ての場合、「悪水」つまり、排水をめぐる問題は切実であった。

「呉崎新田」においても例外ではなく、開発後に、この問題で難渋することが少なくなかった。

本史料は、「呉崎新田」開発三十年後の安政五年、「悪水」対策として「南蛮樋」を設置することに関わる興味ある

小史料である。

史

学

本史料は、本学史学科が所蔵する日田郡五馬市村庄屋文書の中の一点であり、形状は、縦十八・五、横十二センチ、

安政五年 吳崎新田行

表紙とも四十葉の小帳で、筆記者は、 五馬市村庄屋の謙平、外題は「安政五年午八月、呉崎新田行、手帳」とある。

手帳によると、

呉崎新田広瀬川・石部川之間、洪水之節、嶋原領草地・入津原・中伏三ケ村より水押掛、沖手之田畑作毛腐ニ相成、

年々難渋ニ付、石部川流末江悪水吐南蛮樋御普請御嘆願御聴済ニ相成(下略)、

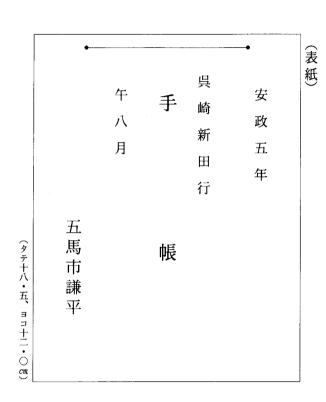
と見え、その工事の明細を記したものである。

記事内容では、新田村と隣接既存村との喧嘩事件から、新田村百姓が、生産した野菜などの販路を断たれて難渋し、

結局はこの「出入り」を「吟味取下」の示談に持ち運ぶ経緯の明細や、南蛮樋居込工事に際しての、「樋」の構造図 の図示など、小史料ながら、開発後の所謂「新田村」経営に関わる興味ある内容が見られる。

日田市広瀬家文書の中には豊富に見られる所であるが、ここでは、

余楮を利用して、以下に紹介するものである。 こうした新田造成・村経営に関わる関連史料は、



豊後国日田郡

五馬市村

庄屋 謙 平

豊後国日田郡陣屋差立、 同国具

右は、

就御用、

明六日、

次第御定賃銭請取之、無遅滞差出継立止宿ホ、都で無差 崎新田迄差遺候条、途中足痛ホ゠て人馬入用之所は、断

池田岩之丞手代

午八月五日

支樣可被取計候、此添触披見之上、可被相返候以上、

紅林伊九郎

同人手附

山崎信太郎

同人手代

六日泊り

Ш

守 藤

実

日田ゟ四り

<u>ー</u>り

相沢時之進

豊後国日田ゟ

同国呉崎まで

右村々 役人中

覚

、人足弐人 内壱人四日市ゟ用意゛不存候

但 両掛弐荷

右は、就御用拙者共儀、明六日昼八ッ時出立、呉崎新田

江罷越し候間、書面之人足所相当之賃銭受取之、無遅滞 御差出可被成侯、且、止宿朩無差支様御取計可被成侯、

4八月五日

此先状早々順達、

右新田、御届可被成候、以上、

日田

五馬市謙平

友田平右衛門

樋 宮 一ノ林 康 田 <u>一</u> 二り

八月七日泊り

福

嶋

二り半五

舙

佐

ŋ

高 宇

田

<u>ー</u>

呉崎

右宿村々 新 田 十八丁

御役頭衆中

申談書

呉崎新田石部川沖北土手『今般新規南蛮樋御普請 "

付、広瀬川南沖一円田畑持主共出夫可致候事;

主。仕法相立、拝借金御返納可致様申談可被置候 但、比度御普請入用金之内、凡半方丈,右地面持

事

當月高汐時節''付、北沖壱番、弐番、三番、丁場損

所、風波當,強*所、、比度積廻,有之砂利石、開

理可致候事、

但、積廻"之砂利、石坪積"村役人船頭立會、事

呉崎彦兵衛殿

史

学

論

実「相改可申事、

呉崎新田北沖外堤内通砂土手手薄 *場所は、 入可致候事、

見計手

、同所雨樋共、番人は勿論村役人時々見廻り、 高汐時

節且風波強候節は、小前一統無油断見廻可致候事、

當午田方御検見之時節゛相成候、´´、例年之振合ヲ 以、御検地合付小前帳相仕立、四日市表"可奉差上

當午田畑作徳冥加米大豆な之儀も、 菜類其外、西瓜;取入之模様『従ひ申談、村役人立 畑方は綿大豆野

會取調候樣可取斗事、

一、呉崎新田入百姓、追々人家相増、最早人別も餘程多 人数御座候間、村役人。 時々取締申談候様可取斗事、

午八月 右之通、ヶ條書を以取締方申談候事、

南高瀬新兵衛

庄手 三十郎

里 源平

渡

同 同 孝一郎殿 保右衛門殿

同 禎 助殿

伊兵衛殿

同 五人組中

同 七日 晴

五"時発足、友田氏同道守実村"て千原氏被相待居候間 同所。同人同道、夜 "入樋田 ´ 着、桑屋太郎八方 ´ 一宿、

八日 晴

友田氏新田百姓嶋原様領中状村百姓喧嘩之義"付、罷出 候段相断、明朝御役所、可罷上段申之、なら屋林兵衛方

五"時樋田出立、七"時四日市着、年番所、立寄千原氏、

一宿、尤右喧嘩一件、左之通、 作恐以書付奉願上候

当御預り所

豊後国国東郡

呉崎新田

弥兵衛

庄兵衛忰

種五郎

久米次体

郎

八月六日 晴

四ッ時宿本出立、八ッ過ぎ郷宿重吉方着、渡り氏、 友田

氏其外共重吉方"で用向承り、御用書左之通受取、 、御添觸 一、渡り氏、書状一封

、新開絵図 一、南高瀬氏。一封

一、金三拾両 、北沖樋仕上帳 普請入用内 ~日隈氏"届候

〃拾両三分 砂利代

″三両 但伊兵衛預り出也

私用

一、〃弐両

丟

右は、

今二日未明、

嶋原御領中伏村文吉外七、八人、呉

理不尽"打擲疵請出入

松平主殿頭御領分

中伏付

同国同郡

文

平 八

茂 Л 磯

平

源四郎

外村中不残

崎新田定右衛門方江罷越、同人娘てつ、文吉呼出咄合も "致打擲生死之程も難斗段、隣家之者聞付為知参"候間 有之哉之所、右人数"て手込、中伏村 ^ 連越を途中散々

平

勘兵衛・佐平・吉兵衛同道 "て、何ホ之訳有之、 右様法 打驚村役人 ′ 届出候 ′ 付、百姓代亨助 ቻ久米次・万兵衛

権 藤十郎 松次郎 源

平

江問合取斗可申趣。て立出候間、 の多人数、棒・割木・飛口・鍬之類銘々所持、 則右村組頭平右衛門方、参、相頼示談中、同人義庄屋 相待居候處、 呉崎のも 右村之も

外及候哉聞調罷越候内、傅一郎外六人之もの聞附、尋参

打擲候段届出候間、村役人為見届可罷越出懸,候所、 の参候得は不残可相殺段高聲 "申罵、右傅一郎外六人致 中

被成下、難有仕合゛奉存上候、然゛処、追々親類、組合、 右乱坊御取鎭方奉願上候処、早速高田御役場、、御懸合 可致躰 "付、同村 "立入候義難出来、其侭御注進申上、 伏村中小前老若一同、竹鎗、棒之類銘々携相構居、乱坊

何卆格別御慈悲を以、右之始末、高田御役場ュ御懸合御 比上何様ニ至生死之程も難斗、 同當惑歎,敷奉存候間

村役人罷越、疵人共見請候処、大造之疵所、殊 '暑気強'

立合御検使被成下置候様、重畳奉願上候、依之印形書付

を以、此段奉願上候、以上、

右新田

四日市

前書奉願上候"付、奥印形仕候、以上、

連名

之由ヲ以、先日。相断候、

人数相雇日々弐三拾人宛も参り居候処、少々差支有

、右御立會検使出役、飯村半蔵殿、高田代官井上周蔵

候処、左之通願書差出候、 殿、御吟味之上、日田御役所、被申立、御吟味中"

乍恐以書附御願奉申上候、

一、呉崎新田。持出、賣弘、候野菜類、高田芝崎は勿論、

芝崎村は高田角力花月野小巻゛て申觸、磯町志手村 御座、若買請候もの壱貫文宛過料為差出候段、 近村 "て売買差止申候、右は村役人 "之差図ニ可有 高田

は中伏村長三郎惣平"て申觸申候、

一、高田芝崎,近郷。呉崎新田塩浜其外糘方罷出候もの、

差止ゞ、壱人も雇入候もの参不申段事、

一、高田村大庄屋源助其外重立候商人共、綿作手入方呉 断候、尤、源助儀は、凡七町歩も作付候間、 崎新田之もの、日々五六拾人宛相雇居候処、 別で多 當節相

、中伏村平五郎弟平八儀、重立打擲いたし候もの"て、 御手当方之内''有之趣、右者、同御領水取村^四日雇

リ残念之段申立候、 は酒狂之余リ悪口杯仕候段、疵請候身寄之もの共承 稼ニ罷出居候、其外共日々稼方仕居候由"て、中"

中伏村 " て打擲逢候始末、同三日御立會御吟味之節、 右は、當月二日、呉崎新田百姓弥兵衛外六人、嶋原御領 廉々 商向其外共是迄之通相成候様被仰付、 "て出来仕候様被仰付被下置候´´´難有仕合奉存上候、

御百姓安穏

午七月十三日

依之印形書付ヲ以、此段奉願上候、以上、

呉崎新田百姓代

豊後国国東郡

助

亨

組頭

保右衛門

伊 兵

衛

庄屋

彦 兵 衛

荷物は貰返申候、其外"ても、右様之仕有之、名前逸々 者、當新田久松荷物致桿売候處、呉崎之もの通り懸り、 様も無御座、既"當月三日中伏村平右衛門子分米吉と申

不存可申上様も無御座、

重畳残念ニ奉存上候、當新田之

荷物無躰¨買請、代銭は追で相渡杯、

少年之ものは断方 何国と差で可申立

も不存、

勿論面体存居候者 "無之間、

之内通路不致ては外"通路無御座、忍々罷通り候得は、 之嶋原御領之外 "て売代仕度存、持歩候得共、同御領分 是迄高田芝崎『日々持出候得共、買請候之もの無之、依 敷、尤、新田之儀は、野菜等賣代仕其日暮之もの多く、 迷惑之手法取斗、専新田之者共為致難渋候儀、重畳敷ヶ 奉申上候處、追々嶋原御領之もの共、前書申上候通、品々

四日市

前断之次第"付、事実聞調、

且品"寄為熟談、千原•

友田両人被差向候事、

候間、乍恐前書奉申上候、廉々何率格別之御憐愍『以、 学

史

致難渋候儀、甚難心得御百姓相続方''も差支候儀 ''御座 故障差起候とて、同村、荷担仕新田之もの共、、右様為 儀^、嶋原御領側先''て、万事相随候處、此節中伏村と

九日 晴 夜雨

一、朝、 飯村様、馬場様が年番所、罷出、且飯村様でで

崎 "参リ候、尤、旅仕たく之儘" て罷上候、両公は 子細御咄有之、則新田之者呼出状御渡"付所持、 呉

羽織袴、

進 物

多葉粉 一斤宛

馬場様 飯村様

謙平る

友田・千原両人ゟ

進物もの

飯村様

薬子箱 一ツ 五色半切千枚

御門

坂本庄三郎様へ

煙草

二斤

年番所詰

麻生善兵衛 江嶋嘉十郎

五色半切千枚

四日市源五兵衛 へ煙草

三斤ツツ

山口甚五右衛門

一、四ッ頃、宇佐、参詣いたし、八ッ頃呉崎本陣「着、 組頭中其外罷出候間、會所申談書演舌いたし相渡候、

当夜・翌朝村方。相賄、翌昼。手賄ニ致し候、当夜 |番鳥立"て御呼出之者出動、尤、亨助外一両人ハ

夕刻罷出候、

十日 曇天

ハ芝崎迄参リ候由、当夜、僕源七大'腹痛、医を呼候得 夕刻、友田氏一同、

四日市出勤之もの罷帰「候、千原氏

共差支不参、翌朝全快、

十一日 晴

芝崎之仁紅粉屋源八郎同道 "て入来、一件咄しハなし、 普譜入用之内、伊兵衛、金弐拾両相渡ス、夕刻、 千原氏

日田會所行御用状仕出ス、尤、普請汐時悪く、廿日過る ならてハ難取懸"付、存外逗留"も相成候間、代之義申

土手。南沖此節普請場、友田氏・孝一郎殿・亨助一同見 五。頃、千原氏紅粉屋一同引取、昼。千間土手通。北沖

分、僕源七、

一、蒲穂ハ、大体平均十貫目 " て代銀三拾五六匁位之由

孝一郎殿方杯、、凡六百貫目、生田屋伊兵衛方凡五

百貫目

塩濱小屋一ヶ所。て一日十五六石、只今三ヶ所有之

候間、凡四十石余も出来候由、

覚

天保四巳御高入

、米貳石五合

世老三升三合ツツ 世を反ニ付

弘化三午御高入

一、同五石九升四合壱勺

世老二升八合ツツ 世を反ニ付

、同拾貳石五斗貳升九合六勺

但 老 重 子 元 子 六 合

安政四巳御高入

嘉永六丑御高入

、 同拾四石壱斗九升六合壱勺 但 巻反ニ付

悪地床徳米

、同壱石壱斗三升壱合

〆米三拾四石九斗五升五合八勺

内、米六石八斗

残米貮拾八石壱斗五升五合八勺

代札四貫八拾貮匁五分九厘 但米壱石ニ付

此金三拾六両壱歩貮朱

端札八匁五分九厘

但金壱両ニ付

呉崎新田作徳米取立辻、

書面之通御座候、

此銭五百十五文

右は、

安政四巳年十二月

呉崎新田

夳

史 学

亨 助

与頭

伊兵衛

保右衛門

庄屋見習

孝一郎

庄屋

彦 兵 衛

源平殿

三十郎殿

十四日 晴

、源七差返し候、新城氏『書状遣ス也、 朝村役人呼出「千原氏高田御役所、被出候処、公辺

取斗由"て、則同人と談し候処、野菜類其外好通差 止候義,全無之、且打擲之始末,恐入候間、 金壱両 "相成候も恐入事"付、植木角兵衛と申談、熟談可

ッ。療治料として可差出段被申之候趣、 尤、公辺 " 相成候得は、日田 "て裁許"相成哉多分大坂江戸表

之内"て御裁許"可相成、然"時ハ不軽入用も費、

其上御ケ条 "も疵不依多少療治料銀壱枚之もの之由 "有之候間、何分"も此所"て熟談之方可然哉之段

演舌、出席、彦兵衛・孝一郎・保右衛門・伊兵衛・

亨助五人、

勘兵衛殿 平左衛門殿

、千原逗留 "て片付方數々相談候得共、突留リ候事無

十五日

雨

夕刻、千原氏芝崎。入来、

十三日

朝雨

之

十六日 同

手透"付、別府"罷出候、人足新田之もの弥平召連、

六ッ時分流川汐飽屋作太郎方"一宿、是は、野口村 **ゟ入込、町ニ至りしばらく有之、右へ取入込候得は、**

芝崎・高田宇佐道 ″左 "取、山道 "入四軒家・立石・井軒

入江の向角之家也、宅"温泉有リ、道中、新田ゟ

金山・郷川・高田々・かな越登り、一里下り一里と

申所、日出御城下ヲ左「見て頭成古」・小浦・古 市・里谷・石垣原・野口・別府、

十七日

別府出立、船"て濱の市"参詣、所々見物夫へ 別(**)"カ 六、時着、別府。濱の市二里半、濱の市。府内半道、 府、罷越一見之上、濱一ニ引取、夜船ニて別府、曉

尤、人家續

十八日

別府、休足、

史

学

一、此前。東一当、夜曉『右星』見』と云々 一、戌亥¨当¬、ほふき星を見¬、但、初更

十九日 雨

一、曉六。時、別府出立、夕刻呉崎帰着、

一、乙右衛門、昨十八日到着之由 "て広治・新城氏書状 受取、

一、呉崎中伏引合一件も大方相済候よし「て、千原氏芝

崎ゟ被参居候、

廿日

一、千原氏、熟談書下認"て、芝崎之方、持参、

廿一日 晴

一、友田氏帰村、

一、乙右衛門、別府『遣ス、失念物取、

一、八 。 時頃、四日市年番所 。 高田引合一条、 今以何之 左右無之、日田表へ御用状御仕立"付、御待被居候

間、早々可申出旨御沙汰「相成候趣、 氏ニ申来候、依之保右衛門出勤候事、 友田氏·千原

小使源十郎雇入候事、

廿二日

一、夜八ッ半時で砂利改として、伊兵衛案内罷出候、但、 箱"て一艘分政之、同船六分穴ニ入候事、

、砂利壱坪壱合七勺 蔵

但、右同断

一坪三合四勺

此操入人夫九人

、千原氏高田表。来リ熟談書之内、

嶋原様領る新田江

西沖土手

罷越居候分`、高田除帳可致事、此廉相断候、 其外

、伊兵衛案内"て、普請場"罷出候、職人斗"て、土 少々除文之廉、付紙。て持参、伊兵衛と談し之上、 四日市表、御伺可被成筈",て当所出立、

手石垣取除此日無之間、引取候事、

代札四拾七匁位之由内五間木壱本

木挽 輪木大小廿本程 **貢人**

石工 五人

相見へ候

、保右衛門義、四日市表御吟味猶予願『いたし夜』帰 、砂糖きび、拾貫目"付、銀三匁三分位之由、

、夜、真玉幡宮ニ参詣、

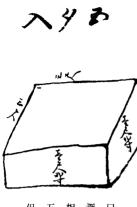
『候由、尤、千原氏』ハ不逢よし、

但、六艘 壱艘三付、壱合九勺五才

一、同 壱坪壱合七勺

傳次郎

盗



相乗積、五二乗じ 深ヲ六ニて割、是ヲ右 口径ヲ六ニて割相乗じ

五勺ヲ見ル、

但、底蓋なし、

	一、曉六》時。砂利改、	† <u>=</u> E
Ę.		

一、砂利貮坪八合五才 壱合七勺五才ツツ

波

 Ψ

一、同

貮坪三合貮勺

安

平

一、九ッ時分。南沖樋居所土手土俵「入候事、

一、賃銭 壱人"付、貮匁六分之由宛

、砂利上が出夫・拾九人・但、壱人に付七分

坪 拾七坪五合勺五才

貮合九勺ツッ

一、同 貮坪九勺

用

平

一、同 四坪三合七勺 但、十一艘 壱合九勺

半

平

同 블 **貮坪四合** 壱合九勺

儀

平

司 壱坪壱合五勺五才 四合ツツ

 \equiv

平

一、同 壱坪六合貮勺 t 壱合六勺五才

、同七合壱勺 三合五勺五合 貮合七勺

史

学

啓二郎

専

一、日隈雄蔵殿内政、産後大病之由当家 "申来候、 、右出夫 拾貮人 廿四日 晴 伊兵衛門 手頭

、、曉六ツ時、伊兵衛案内 ゚て、砂利上ヶ゚ 罷越、但、 上ヶ方一組八九人ッッ土手石垣二立置、小しょふけニ

、砂利運賃、一坪「札三貫目之由、 入、手繰"いたし石垣裏穴"入候、人数三拾六人、

○麦肥シ芸州。入百姓之者〉、油はち札八匁五分位之 はちを、植糞"三ツ、引糞"四ッ都合七はち斗も仕

○田は四両、畑は貮両貮分位、壱反売買、尤、所之善 入、麦壱石六七斗も出来候由、但、壱反、

悪ニもよるべし、

一、新樋場人夫不足之由、北沖、申来候間、砂利上ケる

会

廿人計リ四ッ頃遣ス、拙者も普請場へ罷越候事、

一、明俵縄付゛て、銭三拾六文位、

一、新樋場汐切致ス、人夫凡五拾人余、

一、夜番四人計り□し置、是、夜汐"土手切候節之用心、

尤、汐切土手丈夫ニ付、人数如斯、

一、しっくい土存入用むしろ、当其外、尹兵衛ゟ用意申一、夜汐引候^^、早速為知候様、右番人=申付置候事、

付候事、一、しっくい土拵入用むしろ、臼其外、伊兵衛ゟ用意申

、賃銭、上四匁貮分、下三匁位も段々有之、

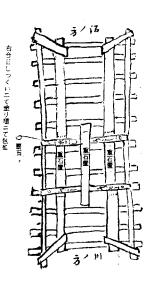


廿五日 晴

候、此土、両方汐切之上、又は土手汐切土手『持出一、夜八』半時、汐干『罷出、 土手を昼九』時迄『掘切

候事、

、輪木居込候事、



一、しっくい之事、

赤土三升、かき灰三升余

塩壱升

両人"て打返し/\ 踏かたまり候を臼"右筵△"入、青松葉・わら之煎汁"し入、

入舂也、

士手損し懐もの佗

てはみたりへの節込人のりても

内 石垣二尺半 美上土ヲ高ク置外 砂俵凡六七俵重

天念付ケ不申

10.5

To the second se

でけいてなか

and the characters of the state of the state

此節兩蛮機居込此間凡六七間



土「て塗包也、

○此埴土は、海辺『有之由、瓦土之如し、

一、樋所、祈祷いたし候事、

可置、若汐切土手損し候節之手出、但、杭木同様、「、用心俵、樋之大小・場所之善悪『従、少々用意致』

平・弥平 五人 - 東梁 佐左衛門、夫頭 与七郎・喜平 吉兵衛・円

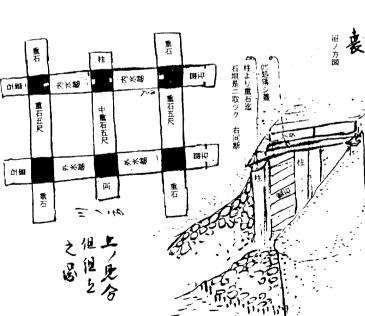
廿六日 雨

、出夫 五十七八人

暁六ッ時出張 孝一郎殿加ルイント ほ

一、重石、六枚ッッ・六マン

合拾八本



空

水越石二枚ッッ

扇石 六枚ッッ

四本

廿四本

一、同 二坪三合

孝四郎

但、六艘

二合八勺ッッ

、砂利壱坪六合八勺

但、十一艘 二合余

同 壱坪六合八勺

仲

平

但、六艘

二合八勺ッッ

壱坪五勺

紋

一、同

三合五勺

但、三艘

一、千原氏 芝崎ゟ入来

一、出夫 八拾三人

一、輪木。水越し石。 二枚重ル

同 けた石

重石

六坪六合壱勺

樋石垣、川ノ方出来

一、千原氏、芝崎、引取、

廿九日 晴

一、出夫 八十

廿八日

伊兵衛同道、砂利上ヶ井改二掛、

此夫六十五人 但、此日村中家別樋普請、加勢

先共四口

合 廿七坪九合四勺五才

、砂利改方、 船頭壱人分之船之内、壱艘改之、右之

坪敷ッ以ならし候間、仮令´、三艘分ならハ多少中 候方宜シ、 之内、中"て廻スベシ、尤、其内小石"てまわさせ

友

平

一、北沖東ノ角゛、凡八反歩斗之無高場、民次郎と申者、 村方コ金四両差出相談之上開発致シ 候趣 " 付、 小作

米之儀、御高地同様 "郡方" 差出候様申聞候事、

、九ツ時、砂利上。之方、手頭亨助。残シ、樋普請之 方、引取候事、

一、樋普請相仕廻"付、家頭不残ニ酒相廻し候事、職人

手頭之物′、餅差出′

一、千原氏入来、今夕、熟談取替書調印之ため、中伏村 、彦兵衛殿一同、右場所江罷出候、但、羽織袴着之、 役人三人、本陣ニ来候、当村役人と酒汲替し候事、

札三拾匁 杵築 上棟祝儀

″十二匁 久兵衛

三匁 三匁 鉄二 信右衛門

安芸

五匁

十匁 廿匁 丁場師 大工森四郎

高 田

万兵衛

五匁 五匁

勘平

廿九日 晴

一、千原氏、当所"て願下ヶ願書為認、四日市"持参、 当村之者、此夜九ッ立"て同所へ出勤之申談、

、先状左之通、

覚

一、人足壱人 但、両掛壱荷

右は、御用向相済、

拙者儀、明晦日曉六゛時、呉崎新

田出立、日田、罷帰候間、書面之人足所定之賃受取之、

此状早々御順達可被成、是段御頼申入候、以上、 無遅滞御差出、且、止宿等無差支様、御取斗可被成候、

日田

午八月廿九日

五馬市 謙平

究

字 佐

四日市

福 嶋

晦日泊り

樋

田

ノ林

宮 景

伏 木

守

実

秋 原

B 津

生 の

日田表

右村々御役頭衆中、

追、此一紙、日田 "至"拙宅、御届可給候

、改後砂利

一、二合九勺

一、壱合六勺五才

四合

平

平

村庄屋千原順右衛門立入、双方得と承候処、当六月廿九

平

安

、二合七勺

/ 壱坪四合八勺 、三合五勺五才

> 啓次郎 Ŧ

四坪四合 +

儀

助

次 平

壱坪七合五勺 Ŧ.

乍恐以書付御吟味下奉願上候、

、呉崎芝崎引合一件済、御願下ヶ左之通、

当御領所豊後国国東郡呉崎新田弥兵衛・種五郎・源平・

藤十郎・松次郎・権平・傳次郎義、当七月二日、松平主

八外大勢。逢打擲、弥兵衛・種五郎義、別で疵受候段呉 殿頭様御領分同郡中伏村文吉・儀平・政助・勇太郎・平

使被越候処、中伏村文吉・儀平・磯平・勇太郎・平八・

崎新田 。訴上候処、早速高田御懸合之上 御立寄為御検

夫夫口書被仰付、追々御吟味中 "御座候処、疵所追々平 庄作義も痛所有之段申上、一同御見分被成下、於御役所 癒 " 付、内済仕度御吟味御猶豫相願、同国日田郡陣屋廻

ij

平

一中伏村、罷越候処、 組頭平左衛門方、参り候"付、平左衛門義"、兼帯庄屋 助・久米二・万兵衛・吉兵衛・佐平・甚兵衛等、中伏村 吉・磯平・儀平・勇太郎・庄作罷越、同人娘てつを呼出、 平左衛門方、罷越候処、呉崎新田者共文吉を見懸っ、て 居、呉崎新田ゟ何故大勢罷越候哉難相分承り候積、 儀平・勇太郎・平八・政助・元治義、 郎・源平・藤十郎・松次郎・権平・傳一郎も追々様子聞 田福村実蔵方、為談罷越候跡、、 呉崎新田弥兵衛・種五 村之もの共連行不法および候義と心得、 候間尚又右、為涼置候内、呉崎新田"てハ、 てつを中伏 置蔵滔為休候処、暑気堪兼、 りう行先得と相尋候種、 之者へ罷越、 たし候を、中伏村文吉・磯平等気之毒 "存、りう行先て つ、相尋候、、可分と、当七月二日、右貞右衛門方、文 つと同道 "て貞右衛門方へ罷越候後、 四五日逗留いたし候故、同人母きみ心配い 同日之義、 中伏村同道いたし、 幸村方郷蔵明「有之、 中伏村祭礼 "て文吉・ りう義、近村親族 早朝ゟ酒給酩酊致 請取方為咄合亨 同村嘉平物

涼敷

日夜、

中伏村きミ娘りう義、

呉崎新田住居貞右衛門娘て

相嘔、 心取行違。事起り候段、事柄相分互に意趣相解候一付、 者共、、其場、参リ合せ候而己一て為疵負候義無之段相 共と打合、痛所出来候段申立候得共、右は竹切振廻し候 年来呉崎、住居罷在候義 "付、今更中伏村、引取候義は 療治代差出、尤、貞右衛門義は元中伏村入別 "候処、 數 片輪,勿論、 かさつ之取斗等いたし候段、先非後悔いたし、願方、厚 てつを連出し、其上弥兵衛・種五郎其外之者共へ疵負せ 相手かた文吉其外之者共義、酒狂とは乍申、貞右衛門始 分、素。意趣違恨等有之右始末および候義 "無之、 双方 平五郎・傳八・宗平義も相手之由願方。申上候処、 右之 粉れ、自身で聊之痛所等出来候義゛有之、茂八・源四郎 傳一郎も疵所等出来候義 "て、相手方" ても新田之もの 弥兵衛・種五郎〜為疵負、源平・藤十郎・松次郎・権平・ 不相弁、威し候積在合之竹切等取上′振廻し候処、過て 文吉を呉崎新田之者共引立候義と心得違、酒狂之上前後 つ、何故連行候哉と声を懸っ候を、儀平其外之者共義、 仲兵衛・種五郎其外之もの疵所等も平癒いたし、 農業差支 '不相成、相手文吉外二人ゟ聊之

組頭

史

	右惣代					豊後国国東郡中伏村	松平主殿頭領分	午八月	仕合奉存上候、依之連印書付、差上申候、以上、	度奉願上候、右願之通御聞済被成下置候、、、一同難有	已来御願筋等無御座候間、右一件何卒御吟味御下被成下	新田人別〈積相心得可申、右'て双方申分無之熟談相整、難義'付、両村役人共申談、已来中伏村人別相除、呉崎	
		同国同郡呉崎新田	当当分御預リ所	庄屋	庄屋後見		組頭					右親類惣代	

右組合親類惣代

池田岩之丞様

御役所

貞右衛門娘

てっ

貞右衛門

百姓代

亨 助

組

伊兵衛 傳右衛門

庄

屋

彦兵衛

当御代官所

同国日田郡陣屋廻村庄屋 受取暖人

内済書

(以下空白)

晦日 晴

、朝五ッ時出立

一、彦兵衛殿御内政同道、是、雄蔵殿、御内政御病気ニ

付、被越候、

一、四日市《千原氏同道、六》時樋田着、御同人、口ノ

林迄御越、

一、四日市御役所両御部屋、罷越、飯村様・馬場様、帰

一、同所なら屋"て、呉崎伊兵衛・亨助・万兵衛"逢候、 村之段申上候、

是、高田引合願下"罷越居候、

、六ツ時、樋田桑屋太郎八方、着、尤、千原氏四日市 ゟ同道、樋田ゟ夜 ¹入、同人義、ロノ林迄行、

千原順右衛門

九月朔日

、六ッ時出立、守実「て千原氏「逢候得共、同人義、 同所談し向有之に付、先立罷帰り候、夜五ッ時、重

_ 晴

相沢様・山崎様御部屋、罷出、夫ゟ御役所、御届、 御添翰御返上、日隈へ罷出病人伺候

、僕賃銭、一日六匁当」遣候事、

一、夜五ツ半時、帰宅、

十一日 晴

一、昨日、仕上帳之義 "付、伊兵衛罷出候段、会所ゟ飛 脚参リ候間、今日出勤、

内入用書出、友田、為持遣宜敷取斗被下度段申遣ス、

十二日

一、仕上帳之義、伊兵衛 " 為認、筋内願筋 " 懸り候事、

十三日

御普請成就 "付、為御礼伊兵衛同道、御元ノ御三人 申上候度、御役所"差出候様被仰渡引取候、 様御部屋、罷出、且、山崎様 "て仕上帳御内見之義

覚

、呉崎詰中入用、左之通渡候、氏、差出ス、

、銅銭貮拾六貫三百六拾三文

逗留中飯代其外諸入用込、且、友田平左衛門殿、千原順右衛門 是は、八月六日ゟ九月二日迄、謙平上下三人住返宿飯代并呉崎

上下四人逗留中飯代、謙平ゟ遣払いたし候分共 ''如斯'

同 三貫五百拾六文

一、同 壱貫七百五拾八文

是は、四日市御両部屋其外進物代并道々小遣共、

是は、徃辺之宿々人足賃

同 五貫二百七拾四文

三貫五百拾六文 是は、召連候乙右衛門日数廿七日賃銭

一、同

肴代、 平左衛門殿ゟ仕払いたし候分

銅銭四拾貫四百廿七文

ď

右は、 呉崎新田御普請"付、 罷越逗留中諸入用、 書面

^午九月

之通御座候、以上、

五馬市村庄屋

平

謙

御會所

右之外

金質両貮朱

是は、賃銀之心。て受取置

本仕上帳 左之通

石部川流末北土手

史

学

論

叢

、南蛮樋壱ヶ所

但

竪横長 貮1間間 半

此銀五貫八百四拾六匁九分貮厘

原・中伏三ヶ村、水押懸、沖手之田畑作毛腐、相成、 是は、 呉崎新田広瀬川石部川之間、 洪水之節、 嶋原領草地·入津

年々難渋仕候 相成候、

諸入用之分、

此 訳

水越石四本

代銀八拾目

銀貮拾目宛 壱本ニ付

壱尺角 長五尺五寸

壱尺角

柱石六本

代銀百八匁

中柱内重石拾八本

代銀三百貮拾四匁

桁石六本

代銀百三拾貮匁

内外上桁石六本

代銀百三拾貮匁

但 但 長五尺五寸 銀拾八匁ツツ壱本ニ付 **壱尺五尺**

但 但 但 但 但

銀拾八匁ツツ壱本ニ付

但 但 壱尺角 長五尺五寸 貳拾貳匁ツツ 壱本ニ付

但 銀廿貮匁ツツ壱本ニ付

妄

松五尺杭三百本	代銀三百五拾壱匁	輪木拾八本	代銀七拾六目五分	底疊石面坪九坪	代銀三百六拾目	裏石本坪拾貮坪	代銀貮百五拾五匁	割石面坪拾七坪	代銀四百八拾目	扇石四拾八本	代銀四百貮拾目	内外重石貮拾八本	代銀百八拾目	上橋石拾貮本	代銀四百目	桁石上貮拾本
但、壱本二付		但、壱本ニ付		但、面坪壱坪ニ付		但、本坪壱坪ニ付		但、銀拾五匁ツツの山がでは、面坪壱坪ニ付	但、壱本ニ付	但、人寸角	但、壱本二付	但、長四尺	但、壱本ニ付	但、長五尺五寸	但、壱本ニ付	但、長五尺
代銀四拾八匁	内外樋戸四枚	代銀五拾六匁	塩四石	代銀拾貳匁五分	歯朶五拾束	代銀七匁	莚拾枚	代銀百拾貮匁五分	明俵四百五拾俵	代銀拾四匁五分	縄拾束	代銀三百六拾九匁六分	植貮拾壱坪	代銀百三拾三匁貮分	白灰拾八石五斗	代銀三拾六匁
	但、最拾貳匁ツツ		但、電子の四厘ツツ		但、起貮分五厘ツツ	ţ	但、最七分ツツ		但、壱俵ニ付		但、壱束ニ付		但、最格七匁六分ツツ		但、電石ニ付	

史学論叢	書面之通相違無御座候、以上、	右は、呉崎新田石部川沖北土手、南蛮樋居込諸入用、	此金八拾九両三歩 永貮百拾文八分	が銀五貫八百四拾六匁九分貮厘	此賃銀壱貫貮百匁五分貮厘	残人足六百八拾八人七分(銀壱匁七分五厘ツツ	内、人足百五拾人	人足八百三拾八人七分	銀拾三匁七分	踏車損料	代銀四匁八分	蝋燭貮斤 但、セテニ付	此賃銀六拾七匁貮分	輪木組大工貮拾四工但、電工ニ付	此賃銀六拾四匁四分	輪木拵木挽貮拾三工(収載気のパラッツ)	此賃銀四百八匁五分	居込石工九拾五工但、銀四匁三分ッツ
ttt	是算法、口深相乗ニ長を乗し、坪数也、尤、尺寸之分は六尺一間之六	此坪 幾坪何合何勺	一、長何間何尺 但、四何尺	何番丁場之内	北沖	覚		御役所	日田	謙平	五馬市村庄屋	日田郡惣代	彦兵衛	庄屋	/ 保右衛門	組頭 伊兵衛	国東郡呉崎新田	安政五午年九月

ニて割、 相乗する也、

右 寄

砂利三拾四坪三合壱勺

此銀 壱貫貮拾九匁三分 但

右は、呉崎新田北沖外囲損所穴毎"埋立候、砂利、書 此金拾五両三分 永八拾五文三分

面之通相違無御座候、以上、

午 九 月

日田

御役所

右名前

覚

、金八拾九両三分 永貮百拾文八分

四拾五両

是は、呉崎新田南沖百姓ゟ御拝借奉願、当未ゟ亥迄五

ケ年賦ニ御返納支度奉願上候、

四拾四両 永貮百貮文八分

是は、郡方ゟ来ル十二月限り、御返納可仕分、

右之通"て、御聞済不足金三拾両御下渡"相成候、

十五日

右相済、帰村いたし候、

(以上)

○後

十四日

晴

一、樋之図可婦せ、絵図 "委敷記差上候様被仰渡候事、

一、仕上帳御納之処、元普請諸入用之内、半片ハ新田之

者。出金可有之様奉申上置候処、其訳無之間、取極 可差出様被仰渡候"付、左之通、